訴　状

平成18年9月12日

大阪地方裁判所　御中

怠る事実の違法確認請求事件（住民訴訟）

≪原告住所･送達場所≫
原告 太田 計
〒567-0887　大阪府茨木市西中条町14番8号
電話 0726－22－2921
FAX 0726－22－2921

原告 小林洋一
≪原告住所･送達場所≫
〒594-1155　大阪府和泉市緑ヶ丘2丁目13番10号
電話 0725－54－2626
FAX 0725－54－2626

被告 大阪府知事 齋藤房江
〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目1－22
電話 06-6941-0351
FAX 06-6944-1010

訴訟物の価格　算定不能

印紙額　　金1万3000円

請求の趣旨

1　被告大阪府知事は、別紙一覧表（議員別不当利得額）記載の大阪府議会議員及び前大阪府議会議員に対し同一覧表記載の不当利得返還請求権を有するところ、これを怠ることは違法であることを確認する。

2　訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因

第1　当事者

1　原告等は、大阪府の住民である。

2　被告齋藤房江は、大阪府の知事である。

3　被告の怠る事実の相手方は別紙一覧表記載の大阪府議会議員ないし前議員である。

第2　違法な費用弁償の受給

1. 費用弁償の受給

別紙一覧表記載の大阪府議会議員ないし元議員は違法に費用弁償を受領し大阪府に損害を与えた。違法な費用弁償の総額は平成18年6月より平成19年5月の期間を対象として支給された20，794，500円である。

2. 受給の違法性

(1) 事実関係

情報公開にて入手した資料（甲第4号証）によると、大阪府は平成18年6月から平成19年5月まで議員延べ140人名に対し、総額39，925千円を費用弁償として支給している。月ごとにまとめて支給され、その支給日はおおむね翌月の中頃である。この中には法定外会議に出席して支給された費用弁償の総額1，664千円が含まれている。

⑵ 費用弁償に係わる定め

ア　法の定め

普通地方公共団体の議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができるが（法２０３条3項）、その額及びその支給方法は、条例で定めなければならず（同条5項）、法律又はこれに基づく条例に基づかずに費用弁償を行うことは許されない（法２０４条の2）。

イ　条例の定め

大阪府会議員の報酬及び費用弁償に関する条例で費用弁償について下記のように定めている。

(費用弁償)

第4条　府議会議員が公務のため旅行したときは、費用弁償を支給する。

２　前項の費用弁償の額は、国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)に定める内閣総理大臣等中のその他の者相当額とする。

３　府議会議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため又はその他公務のため、管内を旅行したときは、前項の規定にかかわらず、府議会議員の住所地に応じて別表のとおり定める額を費用弁償として支給する。

４　前項の費用弁償は、府議会議員が公用車により全路程を旅行したときは、支給しない。

別表には、以下のように議員の住居地により異なる費用弁償を定めている。

住居地が大阪市で　　7、000円

豊中市、吹田市、守口市、八尾市、寝屋川市、松原市、大東市、門真市、摂津市、東大阪市で　　9、000円

堺市、岸和田市、池田市、泉大津市、高槻市、枚方市、茨木市、富田林市、河内長野市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、高石市、藤井寺市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、三島郡、豊能郡(豊能町に限る)、泉北郡、南河内郡で　　12、000円

貝塚市(貝 塚市)、泉佐野市、泉南市、阪南市、豊能郡(能勢町に限る)、
泉南郡で　　15、000円

(3) 法定外会議への費用弁償の違法性

ア 議会、委員会等の設置に関して地方自治法は
第89条において議会の設置を定め、
議会は
第109条において、条例で常任委員会の設置をすることが出来ると定め、
第109条の2において、条例で議会運営委員会の設置をすることが出来ると定め、
第110条において、条例で特別委員会の設置をすることが出来ると定められている。
上記以外に、議会内の委員会を設置する事が出来る旨の定めはない。
又、上記会議については
第115条において公開の原則を定め
第123条において会議録の記載
等厳格な定めをおいている。

ウ 上記定めから法は、議会の運営について、公開の原則をはじめその他各種の厳格な法的手続を規定し、委員会についても必置ではなく任意の機関とし、しかもその種類、数、権限等についても詳細に規定しているのであるから、憲法ないし法の趣旨としては、地方公共団体の意思決定方法につき、可能な限り議事機関である議会が法定の方法による議決をもって行うものとし、その運営のために必要であると議会が判断した場合に限り、条例により、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会のみを設置することができると規定しているものと解され、このような憲法ないし法の趣旨からすれば、地方公共団体の議会は、法の規定している3種の委員会以外の委員会や会議を設置することはできないものというべきである。

地方公共団体の議会が議会ないし上記委員会の運営を円滑かつ効率的に行うためとはいえ、上記の委員会以外の会議を正規の会議として設置運営することは、上記の法の趣旨に反し、議会の決議につき厳格な法的手続を定める法を潜脱するものとして許されないものと解される。(平成 16(行コ)5 号　大阪高裁 06年9月12日)

エ　条例第４条第３項の「府議会議員が招集に応じ、若しくは委員会に出席するため又はその他公務のため、管内を旅行したとき」とは、前記趣旨からすると本会議及び法で定められた常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会への出席をさすものと考えられ、これ以外の会議に出席してもそれらは費用弁償の対象にはならないものである。

費用弁償の対象にならない会議に対し支給される費用弁償は違法な支出であり、それを受領した議員は不当利得となる。

オ　ここで違法な費用弁償の対象となっている法定外会議とは

議会運営委員会理事会、政務調査委員会、広報委員会、議会構成委員会、正副委員長会議、庁舎整備検討委員会、議会史編纂委員会、常任委員会代表者会議、特別委員会代表者会議、委員協議会、議会運営協議会の11の会議である。

(4) 費用弁償額の違法性

ア　費用弁償の支給方法については、

法二〇三条は、普通地方公共団体の議会の議員等は職務を行うため要する費用の弁償を受けることができ（同条三項）、その費用弁償の額及び支給方法は条例でこれを定めなければならない（同条五項）と規定しているところ、右費用弁償については、あらかじめ費用弁償の支給事由を定め、それに該当するときには、実際に費消した額の多寡にかかわらず、標準的な実費である一定の額を支給することとする取扱いをすることも許されるとされている。（最高裁平２（行ツ）91号　平成 2 年 12 月 21 日）

イ　上記「費用の弁償」とは、法二〇七条にいう「実費弁償」と同じ意味であり、職務の執行等に要した経費を償うため支給される金銭をいうと解するのが一般である。費用弁償はそれを定額で支給することやその額の決定は議会の裁量の範囲であるが、あくまで費用弁償は実費の補償が前提であり、その額が実費を大幅に超えているときは、裁量の範囲を超え違法となる。

ハ　費用弁償を定めた条例第４条第４項の「前項の費用弁償は、府議会議員が公用車により全路程を旅行したときは、支給しない。」とされていること、更に住

居地区の議会からの距離によりその額を決めていることから、この費用弁償は交通費を支弁するもので、日当等その他の経費は含まれないと解せられる。

ニ　世間一般に交通費の対象は、公共交通機関を利用したときの費用を前提に決定されるのが通例であるが、そう考えると本件費用弁償額は多額に過ぎるものである。

以下は、各地区から議会までの公共交通機関での料金（往復）である。

地域	代表駅	運賃（往復）	費用弁償
大阪市内	地下鉄平野	540円	7，000円
豊中市等	近鉄河内松原	1，040円	9，000円
堺市等	南海河内長野	1，420円	12，000円
貝塚市等	南海深日	2，000円	15，000円

この様な実費を遙かに超える費用弁償は違法であり、その額は少なく見積もっても半額は違法な支出（不当な受領）である。

3.　不当利得額

以上から、違法な費用弁償は、下記でありこれは対象議員の不当利得にあたる。

・法定外会議に対して支給された費用弁償　議員31名に対し総額1，664千円（別紙記載一覧表、甲第5号証）

・上記費用を除いた費用弁償の半額　議員140名に対し総額 19,130,500 円(別紙記載一覧表)

4. 他の自治体の状況

自治体財政の逼迫等の理由で、多くの自治体で費用弁償の見直しが行われている。特に大阪府内の自治体では最後まで残っていた大阪市と堺市が会議出席に対する費用弁償を廃止したため大阪府を除いて全ての市町村で支給されていない。

都道府県レベルでは、現時点で費用弁償を廃止している自治体は無いが、支給方法の見直し等により支給額が削減されている。特に新聞報道では法定外の会議への費用弁償を全く行っていない自治体は17、一部を支給している自治体が7となっており、約半数は法定外会議に費用弁償は支給されていない。（甲第2

号証　事実照明その1参照)

第3　監査請求

原告らは平成19年6月20日付けで、大阪府監査委員に対し地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求を行ったところ、平成19年8月17日付けで大阪府監査委員より、請求に理由が無いとの通知を受けた。

(甲第1号証参照)

第4　結論

以上、被告大阪府知事は相手方に対し損害賠償請求権を有するところ、これを怠っているので、地方自治法第242条の2第1項第3号に基づき怠る事実の確認を求める。

第5　本訴訟の意義について

実感できない景気回復の中にあって、格差は確実に広がり多くのワーキングプアーが社会問題となっている。時給で10円から20円の最低賃金の見直しがなかなか実現できない中で、多額の報酬と政務調査費を貰いながら同時に支給される本件議員の費用弁償は府民にとって到底容認できるものではない。

折しも府会議員の政務調査費について、外部監査委員が不適切な使用があるとして議員に多額の返還が勧告され、一時はこの勧告に知事も含め多くの議員が消極的な姿勢を示していたが、世論に押されるように勧告を認め返還に応じている。

議員は、費用弁償も政務調査費も自らへの支給を自ら条例で定めているという事情を十分肝に銘ずるべきである。自らに甘くして府民に多くの負担を強いることは、まともな議員が行うべき事ではなく、民主主義にも悖るものと言わねばならない。

「費用弁償は議員特権の典型である」との市民の厳しい指摘で、多くの自治体で見直しが進み、費用弁償そのものを廃止する自治体が続出する中で、旧態依然として改革が進まない大阪府議会に対し警鐘を鳴らし、府民に信頼される議会となることを念願し訴訟に及んだ次第である。

添付書類

別紙　議員別不当利得額

証拠方法

甲第1号証‥住民監査請求に係わる監査結果･写し

甲第2号証‥大阪府職員措置請求書（平成19年6月20日付け）･写し

甲第3号証‥大阪府職員措置請求書（補正書）（平成19年7月17日付け）･写し

甲第4号証‥大阪府議会議員の費用弁償の支給及び経費の支出伺いに添付の費用弁償内訳表･写し

甲第5号証‥法定外会議への費用弁償･写し

議員別不当利得額

	議員名	(a) 費用弁償総額	(b) 法定外会議費用弁償	(a)-(b) 法定外除く費用弁償	(c) 左記の半額	(b)＋(c) 不当利得総額
1	阿部賞久	297,000	126,000	171,000	85,500	211,500
2	阿部誠行	486,000		486,000	243,000	243,000
3	伊山善二	480,000		480,000	240,000	240,000
4	井戸根慧典	243,000		243,000	121,500	121,500
5	井上威	600,000		600,000	300,000	300,000
6	井上章	420,000		420,000	210,000	210,000
7	井上哲也	327,000	18,000	309,000	154,500	172,500
8	浦野靖人	291,000		291,000	145,500	145,500
9	永野孝男	393,000		393,000	196,500	196,500
10	奥村健二	396,000		396,000	198,000	198,000
11	奥田康司	660,000	156,000	504,000	252,000	408,000
12	横倉廉幸	224,000		224,000	112,000	112,000
13	岡沢健二	387,000		387,000	193,500	193,500
14	加治木一彦	21,000		21,000	10,500	10,500
15	花谷充倫	231,000		231,000	115,500	115,500
16	垣見大志朗	36,000		36,000	18,000	18,000
17	蒲生健	21,000		21,000	10,500	10,500
18	釜中与四一	408,000	36,000	372,000	186,000	222,000
19	関守	348,000		348,000	174,000	174,000
20	岸上倭文樹	396,000	24,000	372,000	186,000	210,000
21	岩下学	342,000	45,000	297,000	148,500	193,500
22	岩見星光	287,000		287,000	143,500	143,500
23	岩木均	210,000		210,000	105,000	105,000
24	吉村善美	420,000		420,000	210,000	210,000
25	吉田利幸	600,000	48,000	552,000	276,000	324,000
26	久谷眞敬	21,000		21,000	10,500	10,500
27	宮本一孝	27,000		27,000	13,500	13,500
28	朽原亮	279,000		279,000	139,500	139,500
29	京極俊明	203,000		203,000	101,500	101,500
30	橋本昇治	492,000	84,000	408,000	204,000	288,000
31	狭霧勁	504,000		504,000	252,000	252,000
32	芹生幸一	36,000		36,000	18,000	18,000
33	隅田康男	245,000		245,000	122,500	122,500
34	原田憲治	24,000	12,000	12,000	6,000	18,000
35	古川光和	384,000		384,000	192,000	192,000
36	古川照人	36,000		36,000	18,000	18,000
37	光澤忍	259,000		259,000	129,500	129,500
38	荒木幹雄	273,000		273,000	136,500	136,500
39	高辻八男	231,000		231,000	115,500	115,500
40	黒田昌子	552,000	48,000	504,000	252,000	300,000
41	今井豊	705,000	120,000	585,000	292,500	412,500
42	坂本充	372,000	24,000	348,000	174,000	198,000
43	阪倉久晴	36,000		36,000	18,000	18,000
44	三浦寿子	315,000	18,000	297,000	148,500	166,500
45	三宅史明	259,000		259,000	129,500	129,500
46	三田勝久	231,000		231,000	115,500	115,500
47	山下清次	627,000		627,000	313,500	313,500
48	山岸俊昭	259,000	35,000	224,000	112,000	147,000
49	山添武文	540,000		540,000	270,000	270,000
50	山本幸男	297,000		297,000	148,500	148,500
51	山本陽子	21,000		21,000	10,500	10,500
52	漆原周義	444,000	24,000	420,000	210,000	234,000
53	若林勝雄	245,000		245,000	122,500	122,500

	議員名	費用弁償総額	法定外会議費用弁償	法定外除く費用弁償	左記の半額	不当利得総額
54	酒井豊	294,000		294,000	147,000	147,000
55	宗清皇一	27,000		27,000	13,500	13,500
56	初田豊三郎	36,000		36,000	18,000	18,000
57	小松久	27,000		27,000	13,500	13,500
58	小西貢	36,000		36,000	18,000	18,000
59	小沢福子	396,000		396,000	198,000	198,000
60	小谷三鈴	231,000		231,000	115,500	115,500
61	小池幸夫	360,000	24,000	336,000	168,000	192,000
62	小林隆義	270,000		270,000	135,000	135,000
63	松井一郎	333,000		333,000	166,500	166,500
64	松田英世	495,000		495,000	247,500	247,500
65	松波耕造	660,000		660,000	330,000	330,000
66	松本利明	36,000		36,000	18,000	18,000
67	上島一彦	36,000		36,000	18,000	18,000
68	上野和明	297,000		297,000	148,500	148,500
69	森みどり	396,000		396,000	198,000	198,000
70	森和臣	36,000		36,000	18,000	18,000
71	杉本光伸	525,000		525,000	262,500	262,500
72	杉本武	420,000		420,000	210,000	210,000
73	清水義人	245,000		245,000	122,500	122,500
74	西浦宏	280,000		280,000	140,000	140,000
75	西恵司	36,000		36,000	18,000	18,000
76	西口勇	405,000	117,000	288,000	144,000	261,000
77	西川弘城	329,000		329,000	164,500	164,500
78	西村晴天	360,000		360,000	180,000	180,000
79	西田薫	27,000		27,000	13,500	13,500
80	西尾佳晃	21,000		21,000	10,500	10,500
81	西野弘一	261,000		261,000	130,500	130,500
82	西野修平	396,000		396,000	198,000	198,000
83	西脇邦雄	245,000	35,000	210,000	105,000	140,000
84	青野剛暁	27,000		27,000	13,500	13,500
85	川岡栄一	21,000		21,000	10,500	10,500
86	川合通夫	252,000		252,000	126,000	126,000
87	浅田均	301,000	7,000	294,000	147,000	154,000
88	大橋一功	525,000		525,000	262,500	262,500
89	大山明彦	27,000		27,000	13,500	13,500
90	大前英世	408,000		408,000	204,000	204,000
91	大島章	309,000	9,000	300,000	150,000	159,000
92	大友康亘	480,000		480,000	240,000	240,000
93	谷口昌隆	297,000		297,000	148,500	148,500
94	谷口富男	297,000	45,000	252,000	126,000	171,000
95	谷川孝	297,000		297,000	148,500	148,500
96	池川康朗	564,000		564,000	282,000	282,000
97	池田作郎	288,000		288,000	144,000	144,000
98	竹本寿雄	348,000		348,000	174,000	174,000
99	中岡裕晶	27,000		27,000	13,500	13,500
100	中川隆弘	297,000		297,000	148,500	148,500
101	中村哲之助	564,000	48,000	516,000	258,000	306,000
102	中島健二	360,000		360,000	180,000	180,000
103	中野雅司	231,000		231,000	115,500	115,500
104	中野清	396,000	12,000	384,000	192,000	204,000
105	中野隆司	36,000		36,000	18,000	18,000
106	朝倉秀実	322,000	105,000	217,000	108,500	213,500
107	長田義明	224,000		224,000	112,000	112,000
108	長田公子	329,000		329,000	164,500	164,500
109	長野聖	27,000		27,000	13,500	13,500

	議員名	費用弁償総額	法定外会議費用弁償	法定外除く費用弁償	左記の半額	不当利得総額
110	梯信勝	315,000	18,000	297,000	148,500	166,500
111	田中誠太	234,000	72,000	162,000	81,000	153,000
112	土井達也	555,000		555,000	277,500	277,500
113	土師幸平	348,000		348,000	174,000	174,000
114	奴井和幸	36,000		36,000	18,000	18,000
115	東徹	238,000		238,000	119,000	119,000
116	徳永春好	224,000		224,000	112,000	112,000
117	徳丸義也	288,000		288,000	144,000	144,000
118	那波敬方	217,000		217,000	108,500	108,500
119	梅本憲史	259,000		259,000	129,500	129,500
120	柏原賢祥	396,000		396,000	198,000	198,000
121	畠政俊	217,000		217,000	108,500	108,500
122	八重樫善幸	27,000		27,000	13,500	13,500
123	半田實	385,000	84,000	301,000	150,500	234,500
124	樋口昌和	516,000		516,000	258,000	258,000
125	尾辻かな子	372,000		372,000	186,000	186,000
126	尾田一郎	21,000		21,000	10,500	10,500
127	美坂房洋	196,000		196,000	98,000	98,000
128	品川公男	324,000		324,000	162,000	162,000
129	浜崎宣弘	324,000		324,000	162,000	162,000
130	冨田健治	252,000		252,000	126,000	126,000
131	北口裕文	315,000		315,000	157,500	157,500
132	北川法夫	315,000	18,000	297,000	148,500	166,500
133	北之坊皓司	351,000		351,000	175,500	175,500
134	堀田文一	297,000		297,000	148,500	148,500
135	野上松秀	189,000		189,000	94,500	94,500
136	野田昌洋	495,000	108,000	387,000	193,500	301,500
137	林啓二	36,000		36,000	18,000	18,000
138	鈴木憲	36,000		36,000	18,000	18,000
139	鈴木和夫	648,000	144,000	504,000	252,000	396,000
140	和田正徳	288,000		288,000	144,000	144,000
	総計	39,925,000	1,664,000	38,261,000	19,130,500	20,794,500